

兵庫県立大学学位規程第 10 条の規定により学位を得ようとするものの場合（論文博士）

事 項	取 扱 要 領
1. 予備審査願提出	<p>I 課程修了（短期修了を含む）により博士の学位の授与を受けようとする者（以下「申請者」という）は、学位論文の提出に先立ち、次の書類を専攻長（学務課）に提出し、予備審査を経なければならない。</p> <p>① 博士学位論文の予備審査願（資料 1-②参照・所定の用紙）</p> <p>② 論文の要旨（研究説明資料）</p> <p>③ 履歴書（参考 1 参照・所定の用紙）</p> <p>④ 研究歴（参考 2 参照・所定の用紙）</p> <p>⑤ 論文リスト（参考 3 参照・所定の用紙）</p> <p>⑥ 公表論文の別刷り等、加えて学位論文の草稿がある場合は添付すること。①～⑥の提出書類は審査委員の人数分とする。</p>
2, 3. 予備審査委員会設置	<p>II 予備審査願が提出された後、専攻長は当該専攻に予備審査委員会を設置し、代表委員及び委員の氏名を研究科長（学務課）へ報告する。（資料 2-②参照・所定の用紙）</p> <p>III 委員会は原則として 3 ヶ月以内に予備審査を終了する。ただし、特に必要と認められた場合は、延長することができる。</p>
4. 予備審査結果報告の概要	<p>IV 代表委員は、次の書類を専攻長を通じて研究科長（学務課）に提出する。</p> <p>① 予備審査結果報告書及び博士学位論文審査候補者の推薦（資料 3 参照・所定の用紙）</p> <p>② 予備審査結果（資料 3 参照・所定の用紙、参考 4 参照）</p> <p>また、代表委員はその結果を学位申請者に報告する。</p>
5. 学位論文審査願提出	<p>V 予備審査の結果、論文内容が学位審査の請求に値する旨の通知を受けた学位申請者は、通知を受けた日から原則として 6 ヶ月以内に、次の書類を研究科長（学務課に）提出する。</p> <p>① 学位申請書 1 通（資料 5-②参照・所定の用紙）</p> <p>② 学位論文</p>
6. 研究科委員会・教授会	<p>③ 論文目録（資料 5-③参照・所定の用紙）</p> <p>④ 履歴書（資料 5-④参照・所定の用紙）</p> <p>③、④の書類は、審査委員の人数分とする。</p>
7. 学位論文公聴会	<p>VI IVの①、②及びVの①～④の書類が所定の期日までに研究科長（学務課）提出された場合は、当該論文の審査にかかる委員を直近の研究科委員会・教授会で選定する。また、選定に先立ち研究科長は、「予備審査結果」を研究科委員会・教授会に提案する。</p>
8. 学力確認	<p>VII 主査は公聴会の開催日について決定し、公聴会開催の 2 週間前までに「学位論文公聴会の開催について」（資料 6 参照・所定の用紙）を学務課に提出する。</p>
9. 論文審査結果の要旨の報告	<p>VIII 学位規程第 9 条の規定により学力確認を行う必要があるときは、研究科委員会・教授会において 3 名以上の学力確認委員を選定し、実施する。その結果を研究科委員会・教授会に報告し議決する。（資料 9 参照・所定の用紙）</p>
10. 研究科委員会・教授会（学位授与の審査・議決）	<p>IX 主査は、研究科委員会・教授会開催の 2 週間前までに「博士論文審査報告書」を学務課に提出する。（資料 7 参照・所定の用紙）</p> <p>X 主査は、研究科委員会・教授会において「論文審査結果の要旨」を報告する。（資料 8 参照・所定の用紙）</p>
11. 学位審査結果報告	<p>XI 研究科委員会・教授会における「学位授与の議決」は、研究科委員会・教授会を構成する教授の三分の二以上が出席し、投票により出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。</p>
12. 学位授与	<p>XII 学位を授与できると議決したときは、研究科長は学長に学位審査報告をする。</p>